

農家の皆さまへ 経営所得安定対策等大綱 その③

今回は、「米政策改革推進対策」（米の生産調整支援策の見直し）の概要についてお知らせします。

米については、平成22年度を目標とする米政策改革大綱を平成14年に国が決定し、消費者重視・市場重視を基本に需要に即応した米づくりの推進を図ってきています。

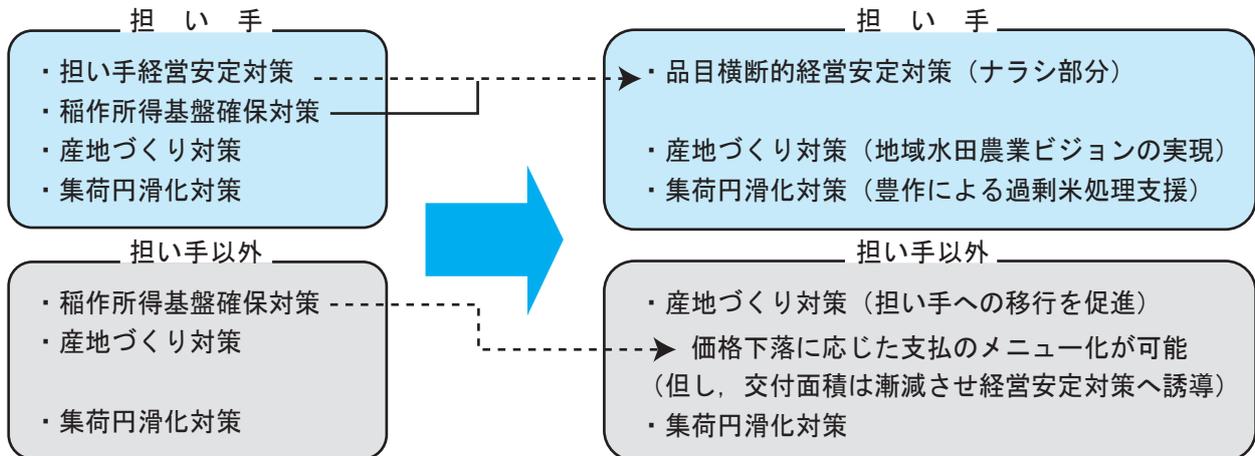
こうした中、平成19年産から米も含めた品目横断的経営安定対策（以下「経営安定対策」という。内容は3月号参照）が導入されることとなり、現行の米政策は、経営安定対策を踏まえ、米政策大綱の趣旨に沿って見直されます。

また、これまで国が生産目標数量を配分していた米の需給調整は、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指して平成18年度に検証がなされます。



現行の米政策改革関連対策

経営安定対策の導入に伴う見直し（H19～21）



※担い手とは、認定農業者、一定の要件を満たす集落営農

次回は、農地・水・環境保全向上対策についてお知らせします。

緊急警報!

悪質商法（寝具編）

～今度はあなたがかもになるかも～
点検と称して近づき、健康上の不安をあおる



◆ポイント

- ・無料点検などと言ってきた場合は、「タダより高いものはない」と考えてみましょう。
- ・ダニがいることで不安を覚えさせるのは悪質業者の手段です。

はっきり言おう「いりません!」

必要がなければ勇気を持ってはっきり断ることが大切です。

「おかしいな」「困ったな」と思ったらすぐ相談を!

一人で悩まず、家族や友人、役場の相談窓口、消費生活センターなど信頼できるところに相談しましょう。クーリングオフ期間を過ぎていてもあきらめずに相談することが大切です。

☆相談・お問い合わせ先 商工観光課商工振興係 ☎53-1111 内線2241
県消費生活センター相談室 ☎099-224-0999